

～基礎研修を修了された皆さま・認定社会福祉士を目指す皆さま～

スーパービジョンの実施について

■ 履修期間は2026年6月～2027年3月 ■

研修概要

このスーパービジョンは『認定社会福祉士』となるために必要なスーパービジョンの単位となるものです。

【認定社会福祉士制度とスーパービジョン】

- 認定社会福祉士制度は、社会福祉士としての実践力や専門性を第三者機関が審査し、認定する仕組みです。認定社会福祉士を取得することは、ご自身の社会福祉士としての実践力や専門性を確認できるとともに、そのことをクライアントや関係者に示すことになります。
- 現在、認定社会福祉士認証・認定機構が示している認定社会福祉士の取得ルートは以下の6種類(通常ルート・日本社会福祉士会現経過措置移行ルート・日本社会福祉士会生涯研修ルート・日本医療社会福祉協会ルート・スーパーバイザー登録者ルート・ベテランルート)に加え、2026年4月から強化ルートが加わる予定です。
- このスーパービジョンを受けることで、認定社会福祉士及び認定上級社会福祉士取得や更新に必要なスーパービジョン実績の単位の取得ができます。
- 詳細は下記のホームページをご覧ください。
(認定社会福祉士認証・認定機構ホームページ [http:// www.jacsw.or.jp/ninteikikou/index.html](http://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/index.html))

【スーパービジョンの主な内容】

- スーパービジョンは事例検討とは異なり、事例を評価・検証するのでなく、事例に取り組むスーパーバイザーの価値、知識、技術に焦点をあてる。
- スーパービジョンは1年間に6回行うことを基準とし、スーパーバイザーとスーパーバイザーはスーパービジョンを行う前に契約を行う。
- スーパービジョンは個人スーパービジョンが原則でスーパーバイザーとスーパーバイザーとの関係は職場内外、同じ専門分野や異なる専門分野を問わない。
- スーパービジョンは認定社会福祉士制度のスーパービジョン実績の単位対象になる。
- 認定・認証機構がスーパービジョン実績単位として認めるのは、スーパービジョンの契約をして、1年間で6回以上行われた時に2単位となる。
- また、1回のスーパービジョンは1時間以上行うことを原則とする。

【スーパービジョンの目的】

認定社会福祉士制度における認定社会福祉士を取得しようとする者のスーパービジョンの目的はスーパービジョン実施要綱第1条で次のように定めている。

- 社会福祉士としてのアイデンティティを確立する。
- 所属組織におけるソーシャルワーク業務を確立し担えるようにする。
- 専門性としての職責と機能が遂行できるようにする。

【スーパーバイザー登録推薦の根拠について】

- スーパーバイザー登録推薦にあつては、スーパービジョン研修(経過的対応)の修了を要件としていますが、これは大前提として認定社会福祉士としての方針とともに認定社会福祉士制度で定められている要件を踏まえてスーパービジョン研修(経過的対応)の受講の要件を定めています。具体的には、質の担保と会活動への協力という点を重視し、相談援助実務経験などの外的要件とともに、提出課題の内容からも実践力について評価しています。

【広島県社会福祉士会のスーパーバイザー登録者(2026年3月現在)】

・赤山亮 ・伊藤由美子 ・今宮康雄 ・河口幸貴 ・酒井珠江 ・中村真和 ・原本一 ・松谷恵子 ・三原千春
・宮田新一 ・百川晃 ・山中康平
うえお順

※ あい

- 主催 公益社団法人広島県社会福祉士会
○受講対象者・資格 ①基礎研修Ⅲ修了者(強化ルート対象者含む) ②ベテランルート対象者 ③認定社会福祉士更新者
(注)認定社会福祉士認証・認定機構ホームページでご自身の対象要件のご確認をお願いします。

- 定員 25名
○受講期間 2026年7月～2027年3月
(期間内に事前面談1回、個人スーパービジョン6回を行います。)
○参加費 会員40,000円
○申込方法(2026年5月20日(水)締切)
① Googleフォームでお申込み下さい。
② 受講費は、スーパーバイザー決定後(6月中旬予定)、所定の口座までお振込み下さい。(期日・振込先は改めて連絡いたします)
③ ①②確認後、受講決定通知書を送付いたします。

■受講及び修了要件

1. 事前面談1回、スーパービジョンを年6回受講できること
2. 提示された課題を期日までに提出すること
*期日までに課題の提出ができなければ、スーパービジョンが実施できません。
3. 遅刻、早退をしないこと
*スーパービジョンは1回1時間程度、振り返り30分程度を予定しています。
4. スーパーバイザーについては生涯研修委員会でコーディネートさせていただきます。
5. 実施方法について、事前面談は対面形式を基本とし、以後はバイザー・バイジー間で決定します。
なお、その際の会場費等は別途負担して下さい。

【お申込み】

URL又はQRコードよりお申込みください
<https://forms.gle/jEekWJi177EBMoGa6>



【お問合わせ先】

広島県社会福祉士会事務局 (担当:竹本)
〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内
(TEL)082-254-3019 (E-mail) kensyu@htc.or.jp